

## 浜松市学生消防団活動認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大学、大学院、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生が、本市の消防団員として消防団活動に取組み、地域社会へ貢献した功績を証すること（「浜松市学生消防団活動認証制度」という。）により、現に消防団活動に従事する学生の消防団員としての士気の高揚を図るとともに、広く大学等の学生に対して本市消防団への入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この制度の対象者（以下「学生団員」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、在学中において本市の消防団員として1年以上（本市以外の消防団における活動実績がある場合、本市消防団の活動期間に合算することができる。この場合、本市の消防団の活動期間は6月以上とする。）継続的に消防団活動に従事した者又はこれに準ずる者として消防団長が認めるものとする。

(1) 市内に存する大学等の学生又は市外に存する大学等の学生で市内に在住している者

(2) (1)の学生であった者で学生でなくなった日から3年以内のもの

2 第6条各号に掲げる事由がないこと

### (認証願出等)

第3条 自らの就職活動に活用するため、認証（次条に規定する認証をいう。以下本条において同じ。）を受けようとする学生団員は、市長に認証を願い出るものとする。この場合、当該願い出は、消防団活動認証願出書（第1号様式。以下「認証願出書」という。）により行い、消防団長を経由するものとする。

2 消防団長は、前項の規定により認証願出書の提出があった場合、当該願出書の記載事項その他必要な事項（以下「記載事項等」という。）を確認するものとする。

3 消防団長は、前項により記載事項等が事実であり、地域社会に貢献したと思料する場合には、認証推薦書（第2号様式）を添付し市長に報告するものとする。

### (認証の審査)

第4条 市長は、消防団員として真摯に消防団活動を行い地域社会に貢献した事実や実績について、前条第3項に規定する認証推薦書により、その功績を証する（以下「認証」という。）ための審査を行うものとする。

### (認証決定等)

第5条 市長は、前条の審査により認証の適否を決定し、認証する場合には、浜松市学生消防団活動認証書(第3号様式)を当該願い出のあった学生団員に交付するものとする。

2 前項の交付は、願い出のあった学生団員があらかじめ希望する部数を交付するものとし、以後必要となった場合は、浜松市学生消防団活動認証書交付申出書(第4号様式)により申し出るものとする。

3 市長は、前項の認証の適否の決定について、認証決定通知書(第5号様式)により、消防団長へ通知するものとする。

(認証の取消し)

第6条 市長は、認証を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、当該認証を取り消すことができる。

(1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合

(2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合

(4) 前三号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 前項の取消しは、浜松市学生消防団活動認証取消書(第6号様式)の交付により行うものとする。

3 認証を取り消された者は、既に交付されている浜松市学生消防団活動認証書を直ちに市長に返却しなければならない。

(制度の周知)

第7条 市は、この制度について、消防団を通じて学生団員に対して周知するものとする。

2 市は、この制度の効果が十分に得られるよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。